

第 5860 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 12月 19日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

☞ 相続税の申告期限直前に支給額が確定した死亡退職金

Q : 父が生前、役員をしていた会社の退職金が、相続税の申告期限前2週間に確定しました。申告が期限までに間に合いそうにありませんが、何か特例はありませんか？

A : 申請すれば、2月の範囲内で延長が認められます。

【解説】

相続税の申告期限は、原則として、相続の開始のあったことを知った日の翌日から10月以内(法定申告期限)となっており、災害その他やむを得ない事由があったことにより、相続税の申告書を法定申告期限までに提出できない場合には、職権又は納税義務者からの申請により法定申告期限が延長することがあるとされています。

この場合の申告期限の延長は、国税庁長官等が、災害その他やむを得ない理由により申告等がその期限までに提出できないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その申告期限を延長することができることとされており、この期限までに申告等ができないと認められる場合には、期日を指定してその期限を延長するものとしてされています。

そして、相続税の申告については、相続税の申告期限前1月以内に相続税の課税価格に算入されることとなる退職手当金等の支給額が確定した場合には、申請により、その確定があったことを知った日から2月の範囲内で延長することができるとされています。

